

訪問介護重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

1 小鹿野町ヘルパーステーション相談窓口

電話 75-4110 (午前8時30分から午後5時15分まで)

担当

不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 小鹿野町ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	小鹿野町ヘルパーステーション
所在地	小鹿野町小鹿野300
介護保険指定番号	訪問介護 (埼玉県1174800845)
通常の事業を実施する地域	小鹿野町

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名	—	管理・介護計画 技術指導	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	—	技術指導 介護計画	2名
訪問介護員	介護福祉士	2名	3名	訪問介護	5名
	その他 (看護師等)	—	2名	訪問介護	2名

(3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

(4) サービスの提供時間帯 (時間帯により料金が異なります。)

	通常時間帯 8:30～17:15	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祝	○	○	○	○	

3 サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位変換等

(2) 生活援助

・買物 ・調理 ・掃除 ・洗濯等

(3) その他のサービス

・介護相談等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金 (料金表) の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間】

区分		単位数	利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163単位	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244単位	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387単位	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	567単位	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	以降30分ごとに	82単位	820円	82円	164円	246円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	220単位	2,200円	220円	440円	660円
身体介護+生活援助 (身体介護の提供時間に応じた利用料を加算した額)	20分以上45分未満	65単位	650円	65円	130円	195円
	45分以上70分未満	130単位	1,300円	130円	260円	390円
	70分以上	195単位	1,950円	195円	390円	585円

- 特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合 上記単位数の10%増
- 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増
- 深夜（22：00～6：00）の場合 上記単位数の50%増
- 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算】区分		単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
				1割	2割	3割
初回加算	1月につき	200単位	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算	1回につき	100単位	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100単位	1,000円	100円	200円	300円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			全ての利用者負担額の245/1,000			

当事業所の地域区分別1単位の単価は、その他の地域の10円とし、利用料金については、全国統一の単位数に地域区分別の単価（小鹿野町の場合は、その他の地域10円。）を乗じて、算出した金額とする。

(2) その他

- ① 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス 電気料金等については、利用者で負担していただきます。
- ② 利用料金については、サービス提供月ごとにまとめて納付いただきます。

5 当センターの居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ② 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更	有	変更を希望される方は申し出ください
男性ヘルパーの有無	無	
職員への研修の実施	有	年数回実施しています

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打合せにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主 治 医	主治医氏名	
	連絡先	
自 宅	連絡先	
親 族	氏 名	
	連絡先1	
	氏 名	
	連絡先2	

7 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8 サービス内容に関する苦情

小鹿野町保健課 TEL75-0135
小鹿野町ヘルパーステーション TEL75-4110
埼玉県国民健康保険団体連合会 TEL048-824-2568

9 当ステーションの概要

名称・法人種別 小鹿野町ヘルパーステーション (小鹿野町)
代表者役職・氏名 小鹿野町長 森 真太郎
所在地 小鹿野町小鹿野300番地

10 第三者評価の実施状況 なし